平成２８年（フ）第３４号
盛岡市東新庄２丁目10番23号　カサブランカＨ－１号、旧住所盛岡市大沢川原２丁目３番17号
債務者　久慈　永真
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２号
岩手県久慈市長内町第10地割３番地６
債務者　小平澤勇一
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第４号
宮城県気仙沼市南郷29番地16
債務者　櫻田　浩美
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第１１号
茨城県日立市滑川本町３丁目13番17号
債務者　武藤　　勝
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１２号
茨城県日立市滑川本町３丁目13番17号
債務者　武藤　壽子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第６号
長野市松代町西条218番地
債務者　富田　君子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６２号
兵庫県三木市別所町巴66番地の21
債務者　森　　拓哉
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８１号
神戸市北区鈴蘭台東町８丁目５番２－401号
債務者　日置ふみ子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１４号
神戸市須磨区鷹取町４丁目３番14号
債務者　荒居　悟司
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３０号
兵庫県三木市吉川町吉安679番地の１、従前の住所兵庫県三田市小野1227番地28
債務者　古田　恵男（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３５号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番７－301号
債務者　上野　友輔
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７号
（住民票上の住所）香川県丸亀市土器町東８丁目123番地　光栄アパート５号
債務者　北川　悠葵
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５号
広島県三次市十日市南７丁目７番38－２号
債務者　中村　善繼
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第４号
徳島県阿南市中林町大浜７番地１
債務者　長尾　正史
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第４２号
香川県高松市松縄町1091番地14　ケアテラス松縄
債務者　小村　民子（旧姓𠮷中）
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２号
福岡県嘉麻市上臼井949番地１　碓井昭嘉団地34号
債務者　津田　涼子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１０７号
宮城県大崎市松山千石字松山371－３、住民票上の住所宮城県大崎市古川楡木字梅屋敷２番地７
債務者　渋谷　俊彦
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係